

## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 崔基成

論文題目: ジョン・ロールズの「正義に基づく良き秩序論」に関する研究

本論文は、20世紀後半の政治哲学・法哲学に大きな影響を与えたジョン・ロールズ思想全般を、「良き秩序論」という観点に着目しつつ、体系的に考察・論考した労作である。これまで、ロールズの1971年の大著『正義論(A Theory of Justice)』と、1993年刊行の『政治的リベラリズム(Political Liberalism)』や晩年の1999年に出版された『万民の法(Law of Peoples)』との関連をめぐって、わが国でも批判的な考察がなされてきた。たとえば、法哲学者の井上達夫は、『政治的リベラリズム』以降の後期ロールズを、前期の『正義論』からの大きな後退とみなし、厳しく批判している(井上達夫『他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム』創文社、1999など)。それに対し、政治哲学者の渡辺幹雄は、『政治的リベラリズム』を、『正義論』第三部の修正版にすぎないとみなす見解を提示している(渡辺幹雄『ロールズ正義論の行方——その全体系の批判的考察』(増補新装版、春秋社、2000)。本論文は、このような先行研究と対峙すべく、前期ロールズと後期ロールズの間「良き秩序」や「安定性」への関心という点で連続性がみられるとした上で、『政治的リベラリズム』以降のロールズ思想を、前期の『正義論』では十分に論じられなかった「正義に基づいて良く秩序化された社会(well-ordered society)」論への重心移動とみなし、それを詳細に考察した上で、一定の評価を下し、残された課題をも指摘した点に、大きな特徴を持っている。

まず序章で著者は、1971年の『正義論』には「公正(fairness)」と「安定性(stability)」という二つの別次元の問題が含まれていたにもかかわらず、ロールズがそれらを区別せずに、前者のみを重んじ、後者をあまり論じなかったことを強調する。その結果、功利主義への対案として提示された『正義論』が、一つの包括的な道德哲学のような印象を与えてしまい、そのことへの自己批判からロールズは、「相互に両立不可能な諸教説が共存しうるような安定した良き社会」のための『政治的リベラリズム』へ、主要テーマの重心移動を図ったのである。著者によれば、諸宗教に典型的に見られるような「包括的な教義」は、互いに相容れない部分をもつが故に、もしそれが相克すれば社会の深刻な不安定をもたらしかねない。そうした深刻な不安定状態に陥らないために、社会の様々な構成員によって受け入れ可能な「正義の政治的構想」を、国内的レベルと国際的レベルの双方で提示したのが、後期ロールズの政治思想の核心なのである。

このような基本的視座の下、著者は以下の章で、ロールズ政治思想の特質を浮き彫りにしつつ、その意義・可能性・限界を定式化していく。

第一章では、『正義論』以降のロールズの「方法論」と「人間観」が、他の政治思想家たちとの対比の中で、詳細に特徴付けられる。

まず、包括的な道德哲学の色彩を持った『正義論』から、『政治的リベラリズム』への移行は、ロールズの方法論的転換を伴っていた。それは、ロールズ自身の言葉を借りれば、カント的な「道德的構築(構成)主義(moral constructivism)」から「政治的構築(構成)主義(political constructivism)」への転換である。『正義論』でのロールズは、定言命法的な手続きによって道德を構築しようとしたカントに似た形で、諸個人の自由と平等を構想していた。それに対し、『政治的リベラリズム』でのロールズは、カント的な道德論がもっていた包括的・形而上学的方法論と訣別し、「政治的な手続き」論として政治的諸価値を構築する方法論を提示した。政治的構築主義とは、「道德的諸判断の真理性と妥当性」に関する包括的教説にコミットすることなしに、自由かつ平等な市民が共有し合える「政治的諸価値」の構築をめざす方法である。

しかし、このような政治的構築主義は、何らかの人間観に立脚せずには遂行しえない。ロールズは、この点、正義の感覚と善の思考という二つの能力をもった道德的人格を要請している。これはカントが考えた高次な道德的人格ではなく、良く秩序付けられた社会を構築するために、人間に備わっている最低限の能力を持ち、「合理的(rational)」というよりは、「道理にかなった(reasonable)」行為能力を備えた市民とみなされる。周知のごとく、サンデルに代表されるコミュニタリアンがロールズの政治思想に横たわる「負荷なき自己」という問題を批判したが、ロールズのこうした人間観は、その批判を幾分なりとも免れていると著者はみなす。特にロールズが「合理的人間」の代わりに、「真理概念を問わない仕方、理にかなった諸教説間の重なり合う合意を可能とする」ような「リーズナブル」な人間観を政治的構築主義の基礎として呈示したことは、重要である。著者は、こうしたロールズの人間観を、利己的な個人主義を脱却して他者の立場を尊重する人間観と評価しつつも、他方で、そのような道德的人格を持たない人間が多数存在するという事実をロールズは十分に考慮していない点をも指摘している。

続く第二章は、ロールズの「あるべき社会観」と「政治的な正義観＝正義の政治的構想(political conception of justice)」が詳細に論じられる。

社会契約論の伝統に立つロールズは、ホブズと異なり、上述した人間観に立脚しつつ、「相互互惠性の原理(principle of reciprocity)」に基づいて「あるべき社会」の姿を構想した。著者によれば、その際、後期ロールズが最も重視したのは「社会の安定性」の問題であり、それは正義の原理を人々が受け入れることによって成り立つ。ロールズの場合、正義の原理は人々に平等な自由を保障することであるから、それが人々を不当に拘束することはあり得ない。こうした正義の原理を担保するために、後期ロールズがまず持ち出すのは、「公共的理性(public reason)」という観念である。公共的理性とは、市民が公的なフォーラム(official forum)で政治活動に携わる場合や、憲法上の本質的事柄や基本的正義の諸問題が争点になる場合の選挙の投票などで発揮される理性や、陪審員による裁判所の判決な

どに現れる理性を意味する。しかし、こうした意味での公共的理性は立憲的民主主義の基礎となるが、制約されたものでもあるが故に、ロールズはさらに、互いに異なる教説を持つ人々の間での「重なり合う合意(overlapping consensus)」という観念を導入して、「正義の政治的構想」を呈示した。

「重なり合う合意」とは、市民達が持つ様々な包括的見解に関係なく市民によって支持されるような政治的合意である。著者によれば、それは、自分と異なるアイデンティティ、価値観、世界観、人生観をもつ他人への理解を示すと同時に、自分のアイデンティティを他者から理解してもらうための、したがってまた、社会における対立や葛藤を解消し和解を模索するための根本装置である。包括的教説の多元性を保った上での、暫定協定ではないコンセンサス＝重なり合う合意こそが、「政治的な正義観＝正義の政治的構想」の中核を成し、それが正義に基づく良き社会秩序を可能にすると考えられなければならない。

著者は、このように後期ロールズの「政治的リベラリズム」のエキスを浮き彫りにしながら、重なり合う「合意内容の真理」の妥当性要求を放棄している点、包括的諸教説の間の対立や闘争を回避している点、重なり合う合意の正統性根拠を曖昧にしている点などを、ロールズのウィーク・ポイントとして指摘する。しかしそうした留保をつけながらも、著者はここで、ロールズのこの構想が、理にかなった多元主義という事実によって特徴づけられる民主社会に適合した構想であると考え、肯定的な評価を下す。

その上で著者は、第三章で、ロールズにおける「良く秩序づけられた社会」論の最終目標を、国内レベルでの立憲民主主義体制の形成・維持と、国際社会レベルでの諸国民の合意に基づく平和秩序の構築とみなし、それが十分に説得力をもつかどうかを検討する。

著者によれば、ロールズは後期の「政治的リベラリズム」によって、リベラリズムの重心を「自律」の原理から「寛容」の原理へとシフトさせた。「リーズナブルなだけでなく、自由かつ平等な諸市民に受け入れられ、かれらに訴えることを目標」としている彼の政治的リベラリズムは、ともすれば、「文明対野蛮」「先進対後進」などの二項対立に陥りがちな自律志向的リベラリズムから距離を置き、寛容志向的リベラリズムに近づいた。しかし、著者はそれでも、国内の民族的マイノリティにおける個人の権利などを考慮する上で、ロールズの構想はまだ不十分な段階に留まっているとみなす。

さて、晩年のロールズの著作『万民(諸国民)の法』は、リベラルな社会と、リベラルではないが「まともな(decent)」社会によって構成される国際社会での「良き秩序」を論じた書物である。リベラルではないがまともな社会とは、「秩序ある階層社会(well-ordered hierarchical society)」であり、ロールズは、そのような社会とも共存しうる国際秩序を、「正義の共通善的な考え方」としての「万民の法」によって呈示したのである。著者は、こうしたロールズの国際秩序論を、政治的リベラリズムの延長上にあるものとみなし、従来の国際法思想より一歩進んだものとして評価する。

これらの考察を踏まえつつ、最終章で著者は、ロールズの政治哲学がもちうる展望についての総括を企てる。どのようにして安定した良き秩序を形成し維持しうるかという根本

問題と取り組んだロールズの政治哲学は、国内的にはマイノリティの権利問題などについて不十分な点が見られるものの、「多中心的で多元的な良き社会秩序」という考え方を取り入れることによって、その不十分さを克服できるだけのポテンシャルをもつと著者はみなす。そして、コスモポリタンの観点とコミュニタリアンの観点の間に位置づけられるロールズの晩年の国際政治哲学は、ロールズが列挙しているよりももっと豊かな人権の概念を取り入れることによって、発展させることができると著者は結論づける。

以上のように、本論文はロールズの後期の政治思想を、前期からの後退ではなく、「公正」から「安定性」への重心移動として捉え、それを的確に評価すると共に、限界やさらなる課題を浮き彫りにすることに成功した。重要な二次文献を踏まえてなされたこの試みは、我が国ではもちろん、英語圏でもあまりなされなかった試みとして高い評価に値しよう。実際、21世紀の政治のあり方を構想する上で「安定性」や「良き秩序」が極めて重要な課題となっていることは、昨今の状況がよく示すとおりである。ロールズの前期の思想が脚光を浴び続けられているのに比して、後期ロールズの意義が認識されることが少ない中、後期ロールズの政治思想がもつポテンシャルを引き出した本論文の意義は大きい。本論文が、今後、ロールズを論じる上で、また内外の政治の安定性を論じる上で、参照しなければならぬ重要な文献となることは、疑い得ないように思われる。

とはいえ、本論文には次のような問題も残る。それは、前期ロールズの主要テーマであった「公正」と、本論文が追求した後期ロールズの「安定性」とが真に両立可能なのかどうかについての論考を著者が避けていることである。これは、著者が前期ロールズにおいて重視された格差原理（分配的正義）を後期ロールズがどのように考えていたかとも大いに関連する事柄であるが、その問題に立ち入らなかったのは、本論文の限界の一つと言えよう。また、現代の原理主義者のように、包括的教説の信奉者が「重なりある合意」を認めようとしないうちや、まともでない人権弾圧国家が存在する場合などに対して、ロールズの政治哲学が何を言えるかについて、ほとんど論考していないことは、本論文を迫力不足にしている感は否めない。

このような限界は、しかし、後期ロールズの政治思想を考察した我が国で初めての論文としての意義を損なうものではない。したがって、本審査委員会は、本論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する次第である。